

宮代町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

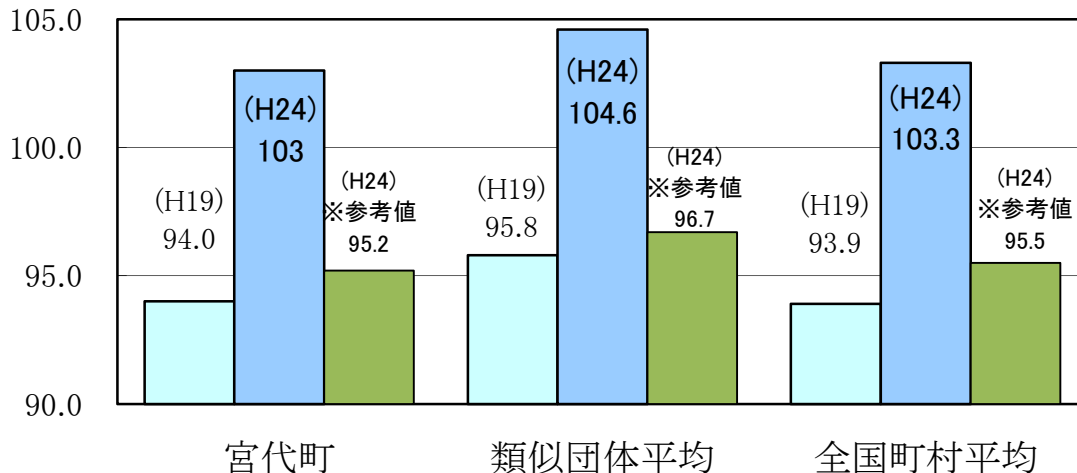
区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	32,777	8,958,727	295,016	1,630,888	18.2	18.5

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
23年度	179	692,006	122,190	247,990	1,062,186	5,934	5,762

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況(24年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級
1号給の給料月額	138,000	185,800	214,600	252,200	290,600
最高号給の給料月額	301,500	351,100	395,200	433,000	470,000

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(24年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宮代町	43.8 歳	330,615 円	389,059 円	366,114 円
埼玉県	43.8 歳	349,468 円	440,086 円	396,263 円
国	42.8 歳	304,944 (329,917) 円	—	372,906 (401,789) 円
類似団体	42.8 歳	320,717 円	376,072 円	352,117 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)
宮代町	歳	人	円	円	円
学校用務員	歳	人	円	円	円
埼玉県	53.8 歳	463 人	356,300 円	411,783 円	393,809 円
国	49.7 歳	- 人	270,465 (285,030) 円	—	307,506 (323,181) 円
類似団体	49.4 歳	15 人	287,711 円	313,646 円	303,886 円

区 分	民 間		
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B
宮代町	—	—	—
学校用務員	用務員	53.5 歳	206,600 円

区 分	参 考			
	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
		公務員 C	民間 D	C/D
宮代町	—	—	—	—
学校用務員	—	— 円	2,861,400 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成21～23年の3箇年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宮代町	47.5 歳	426,950 円	506,193 円
埼玉県	44.2 歳	371,487 円	429,635 円
類似団体	41.3 歳	302,860 円	326,114 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給料月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(24年4月1日現在)

区 分		宮代町	埼玉県	国
一般行政職	大 学 卒	178,800 円	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	138,000 円	146,700 円	—
	中 学 卒	—	131,150 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(24年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	253,500 円	286,580 円	336,320 円
	高 校 卒	—	—	301,966 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—

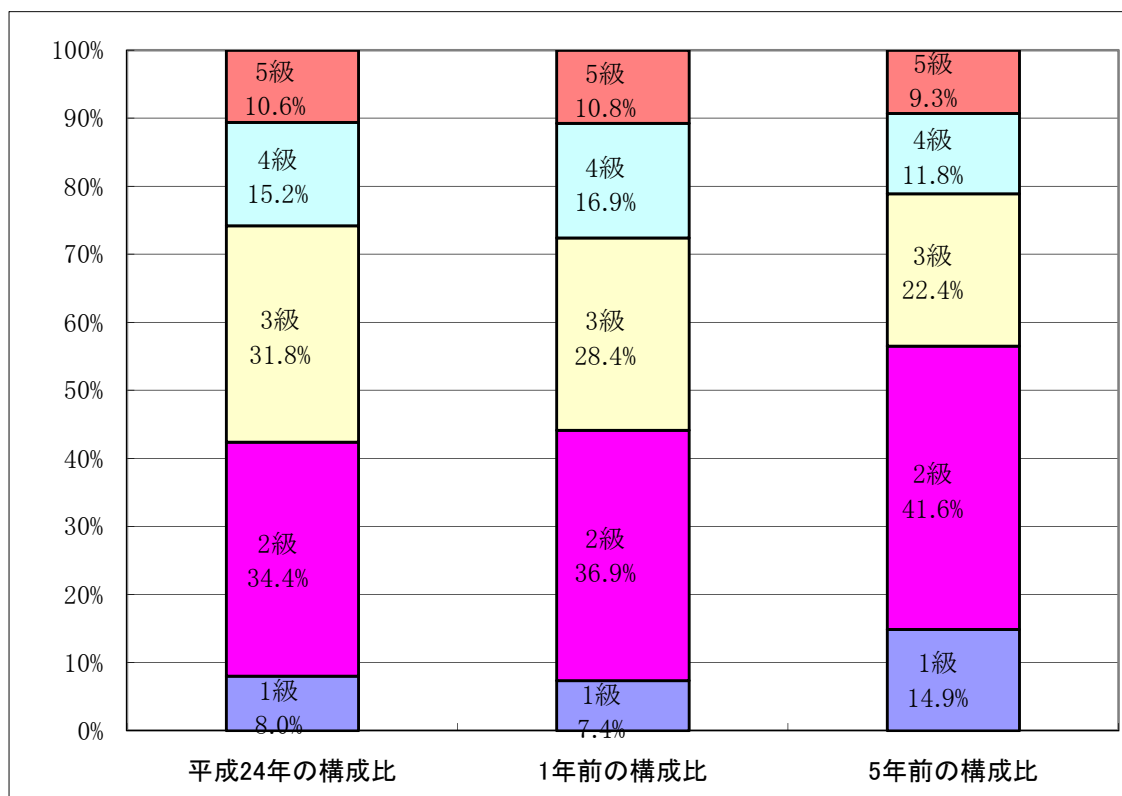
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
5級	1 課長、事務局長又は会計管理者の職務 2 主席室長の職務又はこれに相当する職務 3 主幹兼指導主事の職務 4 極めて高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う職務	16人	10.6%
4級	1 室長の職務又はこれに相当する職務 2 主幹又は指導主事の職務 3 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う職務	23人	15.2%
3級	主査の職務又はこれに相当する職務	48人	31.8%
2級	主任、主任保健師、主任保育士、主任社会福祉士又は主任管理栄養士の職務	52人	34.4%
1級	主事、技師、保健師、保育士、看護師、社会福祉士又は管理栄養士の職務	12人	8.0%

(注) 1 宮代町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に6級制から5級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級を統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況</p> <p>地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務評定を実施。 平成24年4月から、従来の「目標管理による行政運営と職員の行動特性(コンピテンシー)に基づく人事考課制度」を見直し、新たな人事考課制度の試行運用を開始。</p> <p>2. 昇給への勤務成績の反映状況</p> <p>平成24年度においては試行期間のため、昇給への反映を見合わせている。</p>

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宮代町	埼玉県	国
一人当たり平均支給額 (23年度) 1,323 千円	一人当たり平均支給額 (23年度) 1,669 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45 月分) (0.65月分)	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45 月分) (0.65月分)	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45 月分) (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況</p> <p>地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務評定を実施。 平成24年4月から、従来の「目標管理による行政運営と職員の行動特性(コンピテンシー)に基づく人事考課制度」を見直し、新たな人事考課制度の試行運用を開始。</p> <p>2. 勤勉手当への勤務成績の反映状況</p> <p>平成24年度においては試行期間のため、勤勉手当への反映を見合わせている。</p>

(2) 退職手当 (24年4月1日現在)

宮 代 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
一人当たり平均支給額	11,353 千円				
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(24年4月1日現在)

支給実績 (23年度決算)		23,476 千円	
支給職員一人当たり平均支給年額 (22年度決算)		113,956 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	3 %	206 人	3 %

(4) 特殊勤務手当 (24年4月1日現在)

支給実績 (23年度決算)		0 千円	
支給職員一人当たり平均支給年額 (23年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (23年度)		0 %	
手当の種類 (手当数)		2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫手当	保健師	感染症患者又は疑いのある者の救護若しくは感染症の病原体に汚染された物件の処理業務	4,500円 (1回につき)
行旅死病人取扱手当	全職員	行旅死病人の収容業務	4,500円 (1回につき)

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (23年度決算)	32,618 千円
職員一人当たり平均支給年額 (23年度決算)	204 千円
支給実績 (22年度決算)	41,638 千円
職員一人当たり平均支給年額 (22年度決算)	257 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当 (24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員 一人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 (配偶者なしの場合そのうち1人につき11,000円) ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算 	同じ	—	25,553 千円	248,078 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家等居住者 限度額 27,000円 	同じ	—	6,713 千円	291,852 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等利用者 運賃等相当額 (支給限度額 55,000円) ・交通用具(自動車等)利用者 距離に応じた額 (月額 2,000円～24,500円) 	同じ	—	8,036 千円	59,525 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職としての役職に応じた額 課長 50,000円 主席室長・室長級 40,000円 主幹 30,000円 	異なる	俸給の特別調整額区分別に定められた額を支給	21,645 千円	450,925 円

6 特別職の報酬等の状況（24年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	585,600 円 (732,000 円)	(参考)類似団体における最高／最低額 904,000 円 / 383,500 円
	副町長	583,200 円 (648,000 円)	750,000 円 / 311,500 円
報 酬	議 長	295,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額 499,000 円 / 227,000 円
	副議長	244,000 円	430,000 円 / 182,000 円
	議 員	221,000 円	400,000 円 / 157,000 円
期 末 手 当	町 長	(23年度支給割合)	
	副町長	3.95 月分	
退 職 手 当	議 長	(23年度支給割合)	
	副議長	3.95 月分	
	議 員		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(一期の手当額) (支給時期)
	副町長	$732,000\text{円} \times \text{勤続期間の月数} \times 0.35 \times 1.15$	14,142,240 円 任期满了(退職)時
	備 考	$648,000\text{円} \times \text{勤続期間の月数} \times 0.21 \times 1.15$	7,511,616 円 任期满了(退職)時

(注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「一期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、一期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

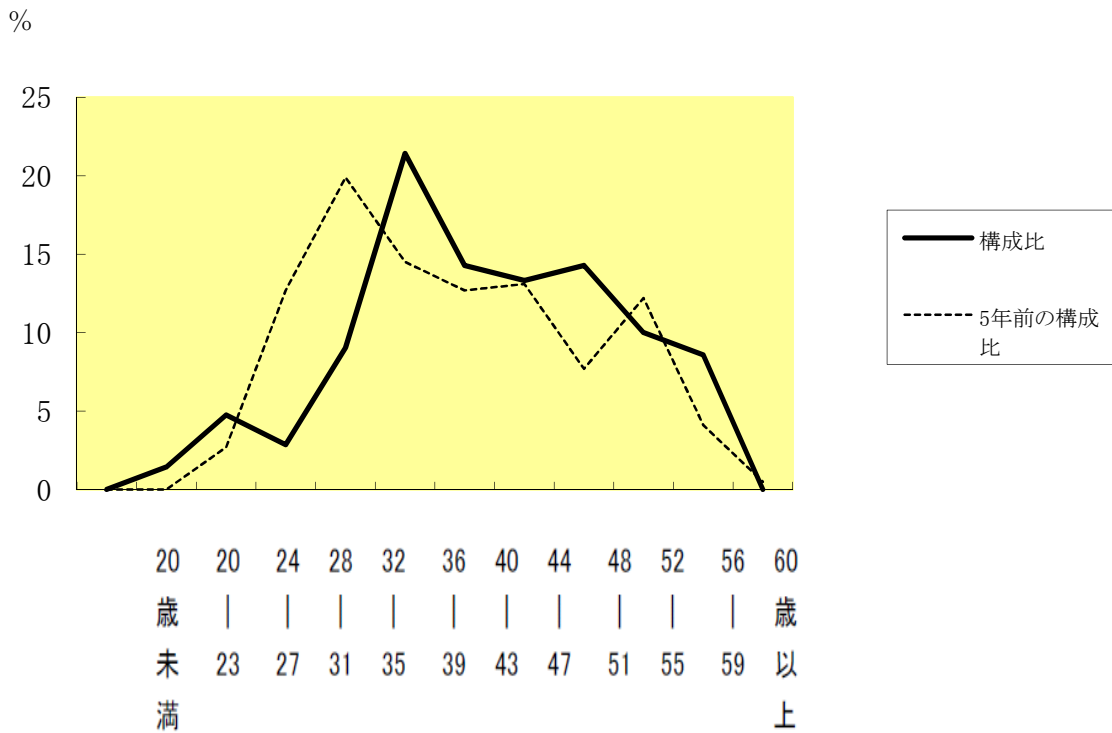
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成23年	平成24年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3 人	3 人	0 人	消防団事務移管に伴う増員 事務事業の整理に伴う減員 商業観光業務充実のための増員
		総 務	52 人	53 人	1 人	
		税 務	19 人	18 人	△ 1 人	
		農林水産	8 人	8 人	0 人	
		商 工	4 人	5 人	1 人	
		土 木	17 人	17 人	0 人	
		民 生	43 人	43 人	0 人	
	衛 生	13 人	13 人	0 人		
		計	159 人	160 人	1 人	<参考> 人口1万人当たり職員数 48.81 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 51.99 人)
		教育部門	21 人	19 人	△ 2 人	教育長不在及び職員退職に伴う減員
	消防部門	1 人	0 人	△ 1 人	実務研修派遣終了に伴う減員	
	小 計	181 人	179 人	△ 2 人	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.61 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 68.95 人)	
公 營 企 業 等	会 計 部 門	水 道	6 人	6 人	0 人	介護保険業務充実に伴う増員
		下 水 道	4 人	4 人	0 人	
		そ の 他	20 人	21 人	1 人	
		小 計	30 人	31 人	1 人	
合 計		211 人 [254 人]	210 人 [254 人]	△ 1 人 [0 人]	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.07 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (24年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	10人	6人	19人	45人	30人	28人	30人	21人	18人	0人	210人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門 \ 年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	162人	164人	161人	161人	159人	160人	△ 2人 (△ 1%)
教育	31人	30人	26人	26人	21人	19人	△ 12人 (△ 63%)
消防	0人	0人	0人	0人	1人	0人	△ 0人 (△ 0%)
普通会計計	193人	194人	187人	187人	181人	179人	△ 14人 (△ 8%)
公営企業等会計計	28人	30人	31人	31人	30人	31人	3人 (10%)
総合計	221人	224人	218人	218人	211人	210人	△ 11人 (△ 5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
23年度	673,593	49,512	47,648	7.1	6.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
23年度	6	26,524	3,217	9,409	39,150	6,525	6,350

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、24年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮代町	48.5 歳	357,672 円	553,958 円
団体平均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宮代町	団体平均
一人当たり平均支給額 (23年度) 1,569 千円	一人当たり平均支給額 (23年度) 1,493 千円
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45 月分) 勤勉手当 1.35 月分 (0.65 月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (24年4月1日現在)

宮 代 町			宮 代 町 (一 般 行 政 職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
			一人当たり平均支給額	11,353 千円	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(24年4月1日現在)

支給実績 (23年度決算)		842 千円	
支給職員一人当たり平均支給年額 (23年度決算)		140,168 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	3 %	6 人	3 %

エ 時間外勤務手当

支給実績 (23年度決算)	486 千円
職員一人当たり平均支給年額 (23年度決算)	122 千円
支給実績 (22年度決算)	803 千円
職員一人当たり平均支給年額 (22年度決算)	161 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当 (24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員 一人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 (配偶者なしの場合そのうち1人につき11,000円) ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算 	同じ	—	1,038 千円	259,500 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家等居住者 限度額 27,000円 	同じ	—	0 千円	0 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等利用者 運賃等相当額 (支給限度額 55,000円) ・交通用具(自動車等)利用者 距離に応じた額 (月額 2,000円~24,500円) 	同じ	—	96 千円	24,000 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職としての役職に応じた額 課長 50,000円 主席室長・室長級 40,000円 主幹 30,000円 	同じ	—	473 千円	473,000 円